

北星学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程

〔目的〕

第1条 この規程は、北星学園大学大学院、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における公的研究費の適正な運営・管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔定義〕

第2条 この規程において「公的研究費」とは、次の各号の資金をいう。

- 1 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- 2 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- 3 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金または他省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

II この規程において「不正使用」とは、公的研究費の適正な運営および管理に関する関係法令および配分機関が定めるルールならびに本学の諸規程に違反して、研究者が公的研究費を使用することをいう。

〔最高管理責任者〕

第3条 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

〔統括管理責任者〕

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

〔コンプライアンス推進責任者〕

第5条 各学部・研究科における公的研究費等の運営・管理についてコンプライアンスを推進する責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長・研究科長をもって充てる。

II 学生に対する公的研究費の運営・管理に関わるコンプライアンス教育は、コンプライアンス推進責任者のもと、各学部・研究科で実施する。

〔コンプライアンス推進副責任者〕

第6条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、各学科・部門における公的研究費等の運営・管理についてコンプライアンスを推進する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、各学科長・部門長をもって充てる。

II コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者とともに、学生に対する公的研究費の運営・管理に関わるコンプライアンス教育をする。

〔事務管理責任者〕

第7条 統括管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体の事務を統括する責任と権限を持つ者として事務管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

〔責任体制の公表〕

第8条 最高管理責任者は公的研究費の運営・管理に係る責任体制について学内外に周知、公表する。

〔ルール及び運営方法の周知〕

第9条 総合研究センターは、公的研究費の執行のために必要な統一されたルール及び運営方法を定め、教職員に周知する。

〔誓約書〕

第10条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての者は、公的研究費の適正な執行について書面をもつ

て誓約しなければならない。

〔不正使用防止計画の策定・推進〕

第 11 条 統括管理責任者は、最高管理責任者の基本方針に従い、公的研究費の不正使用防止計画を策定し推進する。

〔取引業者からの誓約書の徴収〕

第 12 条 事務管理責任者は、本大学の公的研究費不正使用防止に関する方針およびルールを周知するために、複数年度にわたり継続的に取引のあった業者に対し、誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

〔相談窓口〕

第 13 条 学内外から公的研究費についての相談窓口は研究支援課とする。

〔通報窓口〕

第 14 条 学内外から公的研究費の不正使用等についての通報窓口は総務人事課及び研究支援課とする。

〔通報後の対応〕

第 15 条 公的研究費の不正使用等に関する通報があった場合の対応については、別に定める。

〔内部監査〕

第 16 条 法人課内部監査係は、最高管理責任者の命を受け内部監査を行うものとする。

Ⅱ 監査の実施にあたっては、監査計画書を作成し、あらかじめ最高管理責任者の承認を得るものとする。

Ⅲ 法人課内部監査係は、監査終了後、速やかに監査結果報告書作成し、最高管理責任者に提出するものとする。

附 則

この規程は 2007 年 10 月 1 日から施行する。

Ⅱ 2007 年 4 月 1 日以降に交付を受けた公的研究費については、この規程をさかのぼって適用する。

附 則

この規程は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 北星学園大学 公的研究費の管理・監査実施体制に関する規程は(2007年10月1日)、廃止する。